

会議における I T 機器の使用に関する申し合わせ事項

(令和 4 年 9 月 2 7 日議会運営委員会確認)

この申し合わせ事項は、議会の会議における I T 機器の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 使用できる会議

本会議、委員会及びその他の会議

2 使用できる I T 機器

(1) タブレット端末機 (本会議は貸与されたものに限る。)

(2) スマートフォン (委員会及びその他の会議におけるスケジュール確認を行うための使用に限る。)

3 使用に当たっての禁止行為

(1) 音声や操作音を発するなど、会議の運営上支障となる行為

(2) 会議の写真、映像等の撮影、録音。ただし、特に当該会議の長の許可を得たときはこの限りでない。

(3) 審議又は審査中の情報の外部発信

(4) 議事の内容に関係のないウェブサイトの閲覧及びソフトウェアの使用

(5) SNS 及びメールの使用

(6) 議事の内容に関係のない動画の視聴

(7) その他会議に関係のない目的の使用

4 違反行為に対する措置

当該会議の長は、前項の規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意し、改められない場合は、I T 機器の使用の停止を命じるものとする。

5 使用できる者

使用できる者は、議員、理事者及び議会事務局職員とする。

6 その他

(1) 議長は、議会における I T の導入・活用に関しての有用性を高めるため、勉強会又は研修会を積極的に実施するよう努めるものとする。

(2) この申し合わせ事項に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、議会運営委員会で協議する。